



2020年6月26日

各位

会社名 株式会社あらた
代表取締役社長執行役員 須崎裕明
(コード番号 2733 東証一部)
問合せ先責任者 代表取締役 鈴木洋一
副社長執行役員
(TEL 03-5635-2800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月25日開催の取締役会におきまして、2020年6月25日開催の第18期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しておりましたが、同株主総会において決議されましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任決議の有効期間を定め、監査役に就任した場合の任期を明確にするべく、監査役の選任に関する定款を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(監査役の選任方法) 第35条(条文省略)	(監査役の選任方法) 第35条(現行どおり)
2(条文省略)	2(現行どおり)
3(現行定款第36条2項より移設)	<u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 (新設)</p> <p>(監査役の任期) 第36条 (条文省略)</p> <p><u>2 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(変更案 第35条 3項へ移設)</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催日
- (2) 定款一部変更の効力発生日

2020年6月25日(木)

2020年6月25日(木)

以 上